

平成30年度

# 保育補助者雇上費貸付のご案内

さいたま市社会福祉協議会では、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者の方へ、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行います。

**貸付額:年額2,953,000円以内**

**貸付利子:無利子**

**貸付期間:3年間を限度とします。**

一定の要件を満たした場合、**返還が全額免除**されます。  
詳しくは裏面をご覧ください。

## ● 貸付対象

次のいずれにも該当する施設又は事業者

① **新たに保育補助者の雇い上げを行うさいたま市内の以下の施設又は事業者**

ア 保育所    イ 幼保連携型認定こども園    ウ 小規模保育事業    エ 事業所内保育事業

オ 企業主導型保育事業

※アは公立保育所を除く。

※ウ及びエは、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。

※オは、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。

② **特に保育士の業務負担軽減に資する取組みを行う上記ア～オの施設又は事業者**

※「新たに」とは、平成30年4月1日以降（ただし、平成30年4月以降開所の保育所等（認可外保育施設から移行した施設を含む）については開所後6月経過してから勤務を開始した者を指します。

※保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を策定し、その計画に基づき保育士の勤務環境改善を行っていただきます。

## ◆ 保育補助者は、次の全ての要件を満たす方を対象とします。

① 保育士資格の取得を目指す方

② 子育て支援員研修（地域保育コース）又は家庭的保育者基礎研修の受講を既に修了した方（受講中又は受講予定である方を含む。）、あるいは保育に関する40時間以上の実習を受けた方（当該貸付を受けようとする保育所等への勤務開始後、実習を受けても差し支えありません。ただし、実習を開始した日から補助対象になります。）

③ 1年あたりの必要最低従事時間数は、1、440時間以上とします。ただし、原則として、週30時間以上勤務する方

## ● 貸付期間

保育補助者が保育所等に勤務する期間とし、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とし、1年毎に貸付けをします。ただし、**貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得し、保育士登録が完了した時点で貸付は終了**となります。



## ● 返還免除

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還を全て免除します。

- ① さいたま市内の保育所等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付期間中に保育士資格を取得したとき
- ② 当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他それに準ずるものとして認められるとき
- ③ ①～②に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

## ● 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② さいたま市内の保育所等で、保育の補助等の業務に保育補助者を従事させなかったとき
- ③ さいたま市内の保育所等で、保育の補助等の業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき
- ④ 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなり、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき
- ⑤ 貸付終了後、保育補助者が1年の間に保育士資格を取得することが見込めないと判断されたとき

## 【貸付の申請方法・申請期間】

- ① 申請前に、さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課で事前相談を受けてください。
- ② 申請書類等は、さいたま市社会福祉協議会に提出してください。
- ③ 申請期間は、**保育補助者を雇い上げた日の翌月から2月以内とします。なお、平成31年1月1日以降に保育補助者を雇い上げた場合は、平成31年3月29日（金）を申請期日とします。**

※申請時点で保育補助者が保育士資格を取得している場合は、申請できません。

- ・審査のうえ貸付の可否が決定します。審査の結果によっては貸付できない場合があります。
- ・ご案内及び各様式は、以下のさいたま市社会福祉協議会のホームページで閲覧、印刷することができます。



[http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-hoikushi\\_s2.html](http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-hoikushi_s2.html)

詳しくは、下記までお問い合わせください。

○社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター  
〒330-0061

さいたま市浦和区常盤9-30-22

TEL 048-835-5281 / FAX 048-835-5282

○さいたま市役所 子ども未来局 幼児未来部 幼児政策課  
〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1859 / FAX 048-829-2516

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。  
また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。